

國學院大學北海道短期大学部将来に向けたまちづくりへの波及効果等調査分析業務 仕様書

國學院大學北海道短期大学部将来に向けたまちづくりへの波及効果等調査分析業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書（以下、「本仕様書」という。）に定めるところによる。

1 委託業務名

國學院大學北海道短期大学部将来に向けたまちづくりへの波及効果等調査分析業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

滝川市には、昭和57年開学の國學院大學北海道短期大学部（以下、「國學院短大部」という。）が立地しており、毎年1～2年生合わせて400人以上の学生が在籍し、大学内での教育・研究活動に加え、市民と連携し学生主体の多様な地域活動を展開している。また、國學院短大部の卒業生は、約1万人にのぼり、地元をはじめ全国各地で活躍している。

一方で、全国的には、少子化に伴う大学受験者数の減少や4年制大学への進学ニーズの高まり、国や関係機関の修学支援制度充実による進学選択肢の拡大等を背景としながら、短期大学への進学者が減少傾向にあり、近年、短期大学での募集停止や閉学が相次いでいる。

そのような情勢のもと、國學院短大部と滝川市が一体となり将来に向けて取り組む（仮称）國學院大學北海道短期大学部活性化プラン（以下、「活性化プラン」という。）を構築し、令和9年度から推進することとしている。

本業務は、活性化プラン検討に向けて、國學院短大部での教育や有する環境の特長、独自性及び、立地による滝川市のまちづくりへの波及効果（貢献度）等を明らかにし、國學院短大部の更なる活性化や、國學院短大部と共に歩む将来の豊かなまちづくりに向けた施策の方向性等を整理していくため、公募型企画提案方式により最適な事業者を選定するものである。

4 業務内容

（1）業務の概要

- ① 國學院短大部の立地による滝川市のまちづくりへの波及効果を調査し、國學院短大部の滝川市に対する貢献度を明らかにすること。
- ② 國學院短大部のカリキュラム等教育活動をはじめとした各種取組や環境が学生にもたらす効果を調査し、その特長、独自性を明らかにすること。
- ③ 上記調査結果を踏まえて、國學院短大部の更なる活性化や、國學院短大部と共に歩む将来の豊かなまちづくりに向けた施策の方向性を整理し、令和8年度に実施する活性化プラン検討に向けた基礎資料として成果報告書を作成すること。

（2）業務の詳細

- ① 調査実施方針の整理

本業務を進めるにあたっての取組内容、スケジュール、必要情報の選定等を行い、調査実施方針を整理すること。

※ 調査実施方針の整理においては滝川市と調整し、調査に関係する団体・個人に十分な説明を行って理解を得ること。

※ 他業務での履行実績その他保有しているノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な方針整理を行うこと。

② まちづくりへの波及効果に係る調査

ア 教育・研究活動等考えられる視点から國學院短大部立地による滝川市への経済波及効果について調査分析を行うこと。

イ その他、まちづくりへの波及効果について検討し、調査分析を行うこと。

ウ 各調査分析を終えた時点で結果を取りまとめ、段階的に滝川市に中間報告を行うこと。

※ 必要な情報の種類及びその取得方法について検討すること。

※ 他業務での履行実績その他保有しているノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な調査を行うこと。

③ 國學院短大部の特長・独自性の明確化

ア 國學院短大部での教育や有する環境の特長、独自性を明らかにするための調査分析を実施すること。

イ 調査分析を終えた時点で結果を取りまとめ、滝川市に中間報告を行うこと。

※ 必要な情報の種類及びその取得方法について検討すること。

※ 他業務での履行実績その他保有しているノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な調査を行うこと。

④ 施策の方向性提示（成果報告）

すべての調査分析を終えた後に結果を取りまとめ、國學院短大部の更なる活性化や國學院短大部と共に歩む将来の豊かなまちづくりに向けた施策の方向性を整理し、成果報告書（概要版及び詳細版）にて滝川市に報告すること。

※ 必要な情報の種類及びその取得方法について検討すること。

※ 他業務での履行実績その他保有しているノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な調査を行うこと。

⑤ プロジェクト管理

本業務の進捗管理、定例会の開催（月次・オンライン可）及び関係者で構成される会議等の開催支援（報告資料の作成、調査・分析結果の報告等を想定）を行うこと。

なお、業務内容に記載のない事項であっても、本業務の目的を実現するために効果的と考えられるものについては、積極的に提案すること。ただし、経費は提出する見積額に含めること。

5 成果品の提出

（1）提出物及び提出方法

① 成果報告書（詳細版）（A 4 カラー版 2 部及びWORD又はPPT形式によるデータ提出）

② 成果報告書（概要版）（WORD又はPPT形式によるデータ提出）

③ 業務完了報告書

④ 会議及び協議の議事録

⑤ その他関係資料（調査資料、業務フロー等）（Excel又はPPT形式によるデータ提出）

(2) 提出期限 令和8年2月27日（金）

(3) 提出先 滝川市総務部企画課大学連携室

6 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は滝川市に帰属するものとし、また、滝川市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できることとする。

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。以下同じ）を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(3) 費用負担

本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。

7 スケジュール

スケジュールについては協議の上決定するが、目安は以下のとおりとする。

7月 調査実施方針の整理

8月～11月 まちづくりへの波及効果に係る調査、中間報告

國學院短大部の特長・独自性の明確化、中間報告

12月～1月 施策の方向性提示（成果報告）の整理

2月 成果報告書（概要版及び詳細版）の提出

8 その他

(1) 受託者は本業務における目的の達成に向けて、滝川市の他の施策との整合を図りながら業務を行うこと。

(2) 受託者が本業務の一部を再委託する場合は、滝川市と協議の上、その承認を得なければならない。

(3) 本業務を円滑に遂行するため、滝川市は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求められることができる。

(4) 納期の遅れや仕様に反したことにより、滝川市あるいは第三者に不利益が発生した場合、受託者は誠実に対応すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項、疑義等があった場合については、必要に応じて滝川市と受託者が協議を行い定めるものとする。